

スルファチアゾール(SULFATHIAZOLE)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓	0.1	海外						0.1			5												サケ目魚類
豚の腎臓	0.1	海外				0.1		0.1			5												ワナギ目魚類
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.1	海外						0.1			5												スズキ目魚類
																							その他の魚類
																							十脚目甲殻類
																							その他の甲殻類
																							貝類
																							その他の魚介類
牛の食用部分	0.1	海外									5												
豚の食用部分	0.1	海外				0.1		0.1			5												その他の動物
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.1	海外						0.1			5												はちみつ
																							その他のスパイス類
																							その他のハーブ類
乳	0.09	家事		0.09					0.01		5												
鶏の筋肉	0.1	海外						0.1			5												
その他の家禽の筋肉	0.1	海外						0.1			5												
鶏の脂肪	0.1	海外						0.1			5												
その他の家禽の脂肪	0.1	海外						0.1			5												
鶏の肝臓	0.1	海外						0.1			5												
その他の家禽の肝臓	0.1	海外						0.1			5												
鶏の腎臓	0.1	海外						0.1			5												
その他の家禽の腎臓	0.1	海外						0.1			5												
鶏の食用部分	0.1	海外						0.1			5												
その他の家禽の食用部分	0.1	海外						0.1			5												
家禽の卵																							

注)EUは、サルファ剤(スルホンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。

スルファドキシシ (SULFADOXINE)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓	0.1	海外						0.1	0.1		5												サケ目魚類
豚の腎臓	0.1	家事		0.1				0.1	0.1		3.7												ワナギ目魚類
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.1	海外						0.1			5												スズキ目魚類
																							その他の魚類
																							十脚目甲殻類
																							その他の甲殻類
																							貝類
																							その他の魚介類
牛の食用部分	0.1	海外						0.1	0.1		5												
豚の食用部分	0.02	家事		0.02				0.1	0.1		3.7												その他の動物
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.1	海外						0.1			5												はちみつ
																							その他のスパイス類
																							その他のハーブ類
鶏	0.06	海外						0.1	0.01		5												
鶏の筋肉																							
その他の家禽の筋肉																							
鶏の脂肪																							
その他の家禽の脂肪																							
鶏の肝臓																							
その他の家禽の肝臓																							
鶏の腎臓																							
その他の家禽の腎臓																							
鶏の食用部分																							
その他の家禽の食用部分																							
家禽の卵																							

注)EUは、サルファ剤(スルホンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。

スルファトロキサゾール(SULFATROXAZOLE)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓	0.1	海外					0.1				5												サケ目魚類
豚の腎臓	0.1	海外					0.1				5												ワナギ目魚類
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.1	海外					0.1				5												スズキ目魚類
																							その他の魚類
																							十脚目甲殻類
																							その他の甲殻類
																							貝類
																							その他の魚介類
牛の食用部分	0.1	海外					0.1				5												
豚の食用部分	0.1	海外					0.1				5												その他の動物
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.1	海外					0.1				5												はちみつ
																							その他のスパイス類
																							その他のハーブ類
鶏	0.1	海外					0.1				5												
鶏の筋肉																							
その他の家禽の筋肉																							
鶏の脂肪																							
その他の家禽の脂肪																							
鶏の肝臓																							
その他の家禽の肝臓																							
鶏の腎臓																							
その他の家禽の腎臓																							
鶏の食用部分																							
その他の家禽の食用部分																							
家禽の卵																							

注)EUは、サルファ剤(スルホンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。

スルファニルアミド(SULFANILAMIDE)

	基準 値案	参考 基準 国	残 留 基 準	薬 事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	基準 値案	参考 基準 国	残 留 基 準	薬 事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓	0.1	海外						0.1			5	サケ目魚類											
豚の腎臓	0.1	海外						0.1			5	ワナギ目魚類											
その他の陸棲哺乳類の腎臓												スズキ目魚類											
												その他の魚類											
												十脚目甲殻類											
												その他の甲殻類											
												貝類											
												その他の魚介類											
牛の食用部分	0.1	海外						0.1			5	その他の動物											
豚の食用部分	0.1	海外						0.1			5												
その他の陸棲哺乳類の食用部分												はちみつ											
												その他のスパイス類											
												その他のハーブ類											
乳	0.01	海外						0.01			5												
鶏の筋肉																							
その他の家禽の筋肉																							
鶏の脂肪																							
その他の家禽の脂肪																							
鶏の肝臓																							
その他の家禽の肝臓																							
鶏の腎臓																							
その他の家禽の腎臓																							
鶏の食用部分																							
その他の家禽の食用部分																							
家禽の卵																							

注)EUは、サルファ剤(スルホンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。

スルファピリジン (SULFAPYRIDINE)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型
牛の腎臓	0.1	海外						0.1			5	サケ目魚類											
豚の腎臓	0.1	海外						0.1			5	ワナギ目魚類											
その他の陸棲哺乳類の腎臓												スズキ目魚類											
												その他の魚類											
												十脚目甲殻類											
												その他の甲殻類											
												貝類											
												その他の魚介類											
牛の食用部分	0.1	海外									5												
豚の食用部分	0.1	海外						0.1			5	その他の動物											
その他の陸棲哺乳類の食用部分																							
												はちみつ											
												その他のスパイス類											
												その他のハーブ類											
乳	0.01	海外						0.01			5												
鶏の筋肉																							
その他の家禽の筋肉																							
鶏の脂肪																							
その他の家禽の脂肪																							
鶏の肝臓																							
その他の家禽の肝臓																							
鶏の腎臓																							
その他の家禽の腎臓																							
鶏の食用部分																							
その他の家禽の食用部分																							
家禽の卵																							

注)EUは、スルファ剤(スルホンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、スルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。

スルファプロモメタジンナトリウム (SULFABROMOMETHAZINE SODIUM)

	基準 値案	参考 基準 国	残 留 基 準	薬 事 法	C o d e x	米	豪	加	E	N	類 型	基準 値案	参考 基準 国	残 留 基 準	薬 事 法	C o d e x	米	豪	加	E	N	類 型	
						国	州	国	U	Z							国	州	国	U	Z		
牛の腎臓	0.1	海外				0.1					5												サケ目魚類
豚の腎臓																							ワナギ目魚類
その他の陸棲哺乳類の腎臓																							スズキ目魚類
																							その他の魚類
																							十脚目甲殻類
																							その他の甲殻類
																							貝類
																							その他の魚介類
牛の食用部分	0.1	海外				0.1					5												
豚の食用部分																							その他の動物
その他の陸棲哺乳類の食用部分																							はちみつ
																							その他のスパイス類
																							その他のハーブ類
乳	0.01	海外				0.01					5												
鶏の筋肉																							
その他の家禽の筋肉																							
鶏の脂肪																							
その他の家禽の脂肪																							
鶏の肝臓																							
その他の家禽の肝臓																							
鶏の腎臓																							
その他の家禽の腎臓																							
鶏の食用部分																							
その他の家禽の食用部分																							
家禽の卵																							

注)EUは、サルファ剤(スルホンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。

スルファベンズアミド (SULFABENZAMIDE)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓	0.1	海外						0.1			5												サケ目魚類
豚の腎臓																							ワナギ目魚類
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.1	海外						0.1			5												スズキ目魚類
																							その他の魚類
																							十脚目甲殻類
																							その他の甲殻類
																							貝類
																							その他の魚介類
牛の食用部分	0.1	海外							0.1		5												
豚の食用部分																							
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.1	海外						0.1			5												その他の動物
																							はちみつ
																							その他のスパイス類
																							その他のハーブ類
乳	0.01	海外						0.01			5												
鶏の筋肉																							
その他の家禽の筋肉																							
鶏の脂肪																							
その他の家禽の脂肪																							
鶏の肝臓																							
その他の家禽の肝臓																							
鶏の腎臓																							
その他の家禽の腎臓																							
鶏の食用部分																							
その他の家禽の食用部分																							
家禽の卵																							

注)EUは、スルファ剤(スルホンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、スルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。

スルファメトキサゾール(SULFAMETHOXAZOLE)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓																							サケ目魚類
豚の腎臓	0.02	薬事		0.02							4												ワナギ目魚類
その他の陸棲哺乳類の腎臓																							スズキ目魚類
																							その他の魚類
																							十脚目甲殻類
																							その他の甲殻類
																							貝類
																							その他の魚介類
牛の食用部分																							
豚の食用部分	0.02	薬事		0.02							4												その他の動物
その他の陸棲哺乳類の食用部分																							はちみつ
																							その他のスパイス類
																							その他のハーブ類
乳																							
鶏の筋肉	0.02	薬事		0.02							4												
その他の家禽の筋肉																							
鶏の脂肪	0.05	薬事		0.05							4												
その他の家禽の脂肪																							
鶏の肝臓	0.02	薬事		0.02							4												
その他の家禽の肝臓																							
鶏の腎臓	0.02	薬事		0.02							4												
その他の家禽の腎臓																							
鶏の食用部分	0.02	その他									6.3												
その他の家禽の食用部分																							
家禽の卵																							

注)EUは、サルファ剤(スルホンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。

320. スルファメキシピリダジン(SULFAMETHOXYPIRIDAZINE)

基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
米(玄米)										みかん												
小麦										なつみかん												
大麦										なつみかんの外果皮												
ライ麦										なつみかんの果実全体												
とうもろこし										レモン												
そば										オレンジ(ネーブルオレンジを含む)												
その他の穀類										グレープフルーツ												
大豆										ライム												
小豆類										その他のかんきつ類果実												
えんどう										りんご												
さや豆										りんご												
らっかせい										りんご												
その他の豆類										りんご												
ばれいしょ										りんご												
さといも類(やつがしらを含む)										りんご												
かんしょ										りんご												
やまいも(長いもをいう)										りんご												
こんにゃく										りんご												
その他のいも類										りんご												
てんさい										りんご												
さとうきび										りんご												
だいこん類(ラディッシュを含む)の根										りんご												
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉										りんご												
かぶ類の根										りんご												
かぶ類の葉										りんご												
西洋わさび										りんご												
クレソン										りんご												
ほうき										りんご												
キャベツ										りんご												
芽キャベツ										りんご												
ケール										りんご												
こまつな										りんご												
きょうな										りんご												
チンゲンサイ										りんご												
カリフラワー										りんご												
ブロッコリー										りんご												
その他のあふらな科野菜										りんご												
ごぼう										りんご												
サルシフィー										りんご												
アーティチョーク										りんご												
チコリ										りんご												
エンダイブ										りんご												
しゆんぎく										りんご												
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む)										りんご												
その他のきく科野菜										りんご												
たまねぎ										りんご												
ねぎ(リーキを含む)										りんご												
にんにく										りんご												
にら										りんご												
アスパラガス										りんご												
わけぎ										りんご												
その他のゆり科野菜										りんご												
にんじん										りんご												
パースニップ										りんご												
パセリ										りんご												
セロリ										りんご												
みつば										りんご												
その他のせり科野菜										りんご												
トマト										りんご												
ピーマン										りんご												
なす										りんご												
その他のなす科野菜										りんご												
きゅうり(カークンを含む)										りんご												
かぼちゃ(スカッシュを含む)										りんご												
しろうり										りんご												
ずいか										りんご												
メロン類果実										りんご												
まくわうり										りんご												
その他のうり科野菜										りんご												
ほうれんそう										りんご												
だげのこ										りんご												
おくら										りんご												
しんじゆ										りんご												
しんじゆ										りんご												
未成熟えんどう										りんご												
未成熟いんげん										りんご												
えたまめ										りんご												
マッシュルーム										りんご												
しいたけ										りんご												
その他のきのこ類										りんご												
その他の野菜										りんご												

スルファメトキシピリダジン (SULFAMETHOXYPYRIDAZINE)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓																							サケ目魚類
豚の腎臓	0.05	薬事		0.05							イ												ワナギ目魚類
その他の陸棲哺乳類の腎臓																							スズキ目魚類
																							その他の魚類
																							十脚目甲殻類
																							その他の甲殻類
																							貝類
																							その他の魚介類
牛の食用部分																							
豚の食用部分	0.1	薬事		0.1							イ												その他の動物
その他の陸棲哺乳類の食用部分																							はちみつ
																							その他のスパイス類
																							その他のハーブ類
乳																							
鶏の筋肉																							
その他の家禽の筋肉																							
鶏の脂肪																							
その他の家禽の脂肪																							
鶏の肝臓																							
その他の家禽の肝臓																							
鶏の腎臓																							
その他の家禽の腎臓																							
鶏の食用部分																							
その他の家禽の食用部分																							
家禽の卵																							

注)EUは、サルファ剤(スルホンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。